

北上市教育委員会告示第1号

北上市教育委員会タブレット端末機貸与及び運用規程を次のように定める。

令和5年10月25日

北上市教育委員会教育長 平 野 憲

北上市教育委員会タブレット端末機貸与及び運用規程

(目的)

第1条 この告示は、北上市教育委員会（以下「委員会」という。）における会議システムを使用するためのタブレット型端末機（以下「端末機」という。）の貸与及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のほか、北上市情報管理運用規則（平成17年北上市規則第76号）に定めるところによる。

- (1) 会議システム 会議用アプリケーションソフトウェア及びサーバを一体化させたシステムをいう。
- (2) 会議等 北上市教育委員会議、委員会が開催する会議、北上市総合教育会議その他端末機の使用が効果的と認められる会議及び研修をいう。

(端末機の利用者)

第3条 端末機を使用することができる者は、北上市教育委員（以下「委員」という。）とする。

- 2 委員は、端末機を使用するときは、パスワードの管理を適正に行わなければならない。

(端末機の貸与)

第4条 教育長は、会議システムの使用及び委員の活動に資するため、委員に端末機を貸与するものとする。

- 2 端末機の利用者は、委員でなくなったときは、速やかに端末機を教育長に返却しなければならない。

(端末機の帰属)

第5条 端末機は、委員会に帰属するものとする。

(電子メールによる通知等)

第6条 委員及び北上市教育委員会事務局（以下「委員会事務局」という。）は、各種通知等を端末機を利用した電子メールにより行うことができる。ただし、押印が必要なものにあつては、この限りでない。

(端末機の取扱い)

第7条 委員は、会議等に出席するときは端末機を携帯するものとする。

2 委員は、端末機を使用するときは、自己の責任において適正に管理するものとする。

3 委員は、委員が端末機を使用し、コンピュータウイルスの感染等による被害や損失等が発生した場合は、速やかに教育長に報告するものとする。

(端末機の使用制限)

第8条 委員は、会議等のほか委員会の活動において必要な場合に限り端末機を使用するものとする。

(遵守事項)

第9条 委員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 端末機を他人に貸与又は譲渡しないこと。
- (2) 情報の受発信は、委員の責任において行うこと。なお、情報を発信するときは、委員会及び北上市において公開されていない情報を開示しないこと。また、端末機から、インターネット上への投稿を行わないこと。
- (3) 端末機及びデータを適正に管理し、紛失、き損等の防止に努めること。
- (4) 善良な管理により端末機を使用し、教育長の許可なく端末機の性能及び機能を変更せず、正常な状態において維持保全すること。
- (5) 委員会及び市の情報システムの保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処すること。

(事故等があった場合の対応措置)

第10条 教育長は、委員による前3条の規定によらない使用を確認したときは、当該委員に対し注意を行い、注意以降も注意を受けた使用が改められないときは、端末機の使用を停止させることができる。

2 委員は、端末機の損傷、盗難、紛失等が生じたとき又はデータの漏えいが生じたときは、速やかに委員会事務局に報告にしなければならない。

3 委員は、委員会の情報の保全措置及び端末機における情報セキュリティに関し、積極的に協力し誠実に対処しなければならない。

4 端末機の是正措置を講ずる必要がある場合は、委員は、教育長が指示する方法により速やかに対処しなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月25日から施行する。